

# 火災予防条例等の改正概要

## 1 改正の背景

本市では、「鎌倉市火災予防条例」において、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準を定め、市民生活の安全及び安心を推進しています。

飲食店等で使われている木炭を使ったこんろ（いわゆる炭火焼き器）は、火を使用するため予防条例の規制対象であり、機器の設置にあたって広い空間が必要となり、設置できる場所が限られているという課題がありました。このため、炭火焼き器が周囲に与える熱影響について検証が行われ、検証結果から、実態に即した設置場所についての基準が総務省消防庁から示されたところです。

これらのことから、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が一部改正されるとともに、「〇〇市（町・村）火災予防条例（例）」が一部改正されました。これらを受けて、この度、鎌倉市火災予防条例について一部を改正しました。

## 2 固体燃料を用いた厨房設備に関する基準に関する改正概要

### 【現行】

木炭などの固体燃料を用いる厨房設備と建築物等や可燃物との間に必要な火災予防上安全な距離（以下「離隔距離」という。）は、次のとおりです。

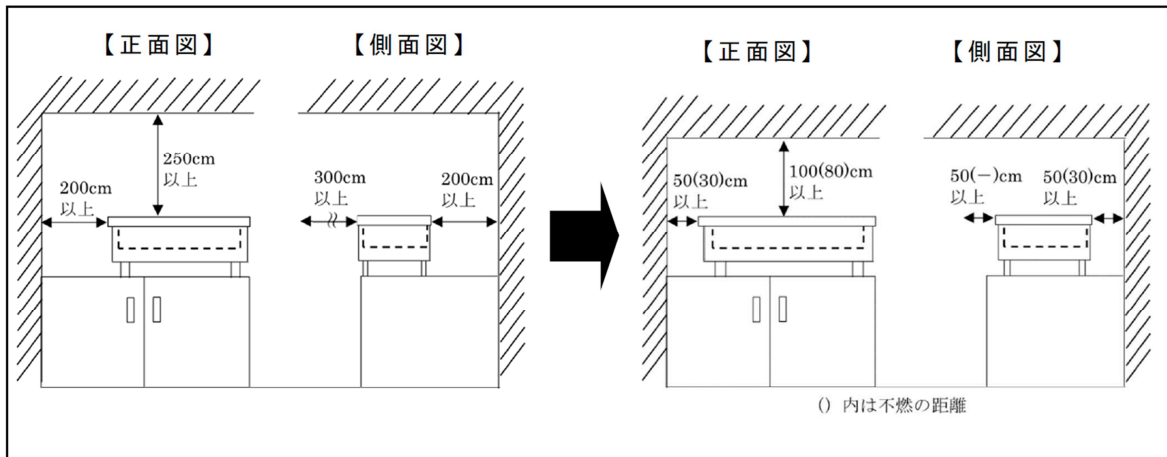
種 類			距離（センチメートル）			
			上方	側方	前方	後方
厨房設備	気体燃料に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	250	200	300	200

### 【改正後】

現行の基準とは別に、固体燃料である木炭を用いる厨房設備（炭火焼き器）の離隔距離を新たに定めます。

種 類					距離（センチメートル）			
					上方	側方	前方	後方
厨房設備	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	100	50	50	50
		不燃※	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	80	30	-	30

※ 不燃材料で仕上げをした建築物等の部分（厚さが12mm以上の石こうボードの上に、厚さが12mm以上の石こうボードや厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板等を張ったもの）



### 【補足】

火を使用する設備は、予防条例で離隔距離を定めています。従来、燃焼性能が安定しない木炭の熱影響についての検証が困難であったことや使用温度に関するデータが存在しないことから、固体燃料である木炭を用いる厨房設備（炭火焼き器）については、気体燃料に分類されない厨房設備の隔離距離のうち、最も厳しい使用温度 800 度以上のものの基準を適用しています。そのため、機器の設置に当たって広い空間が必要となり、設置する場所が限られるという課題がありました。

この度、炭火焼き器が周囲に与える熱影響について検証が行われ、その結果をもとに、基準省令において、固体燃料を用いる炭火焼き器の離隔距離が新たに追加され、実態に即した基準が示されたことから鎌倉市火災予防条例を改正しました。

### 3 施行期日

令和 6 年（2024 年）1 月 1 日から施行します。